

母子及び父子並びに寡婦福祉法

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

(1) 母子・父子自立支援員の配置、相談等の実施状況 (別紙1)

母子自立支援員を母子・父子自立支援員に改称。母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、都道府県等に人材確保・資質向上のための努力規定が設けられる。

(2) 自立促進計画の策定状況 (別紙2)

都道府県等が策定する自立促進計画の策定又は変更の際に、新たに関係者等の意見聴取等の努力規定が設けられる。

2. ひとり親家庭への支援施策の周知・強化

(1) 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の実施状況 (別紙3)

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を法定化し、非課税化。

(2) 生活向上事業の実施状況 (別紙4)

子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に関する予算事業を法定化

3. 父子家庭への支援の拡大

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の実施状況 (別紙5)

父子福祉資金制度(父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度)の創設

児童扶養手当法

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- (1) 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当を下回るときはその差額分の手当を支給。(別紙6)

母子・父子自立支援員

(別紙1)

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。
- 都道府県知事、市長又は福祉事務所設置町村長の委嘱を受け、主に福祉事務所に配置。

※平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

※平成28年改正により、非常勤を原則とする旨の規定を削除（平成29年4月1日施行）

○母子・父子自立支援員の配置状況（平成25年度は母子自立支援員）

	常勤	非常勤	計
平成25年度	427名	1,217名	1,644名
平成26年度	416名	1,248名	1,664名
平成27年度	466名	1,244名	1,710名
平成28年度	470名	1,242名	1,712名
平成29年度	520名	1,244名	1,764名

○相談件数（件）

	母子・寡婦	父子	合計
平成25年度	735,041	12,573	747,614
平成26年度	732,296	17,387	749,683
平成27年度	732,720	18,787	751,507
平成28年度	727,516	18,737	746,253
平成29年度	717,819	20,182	738,011

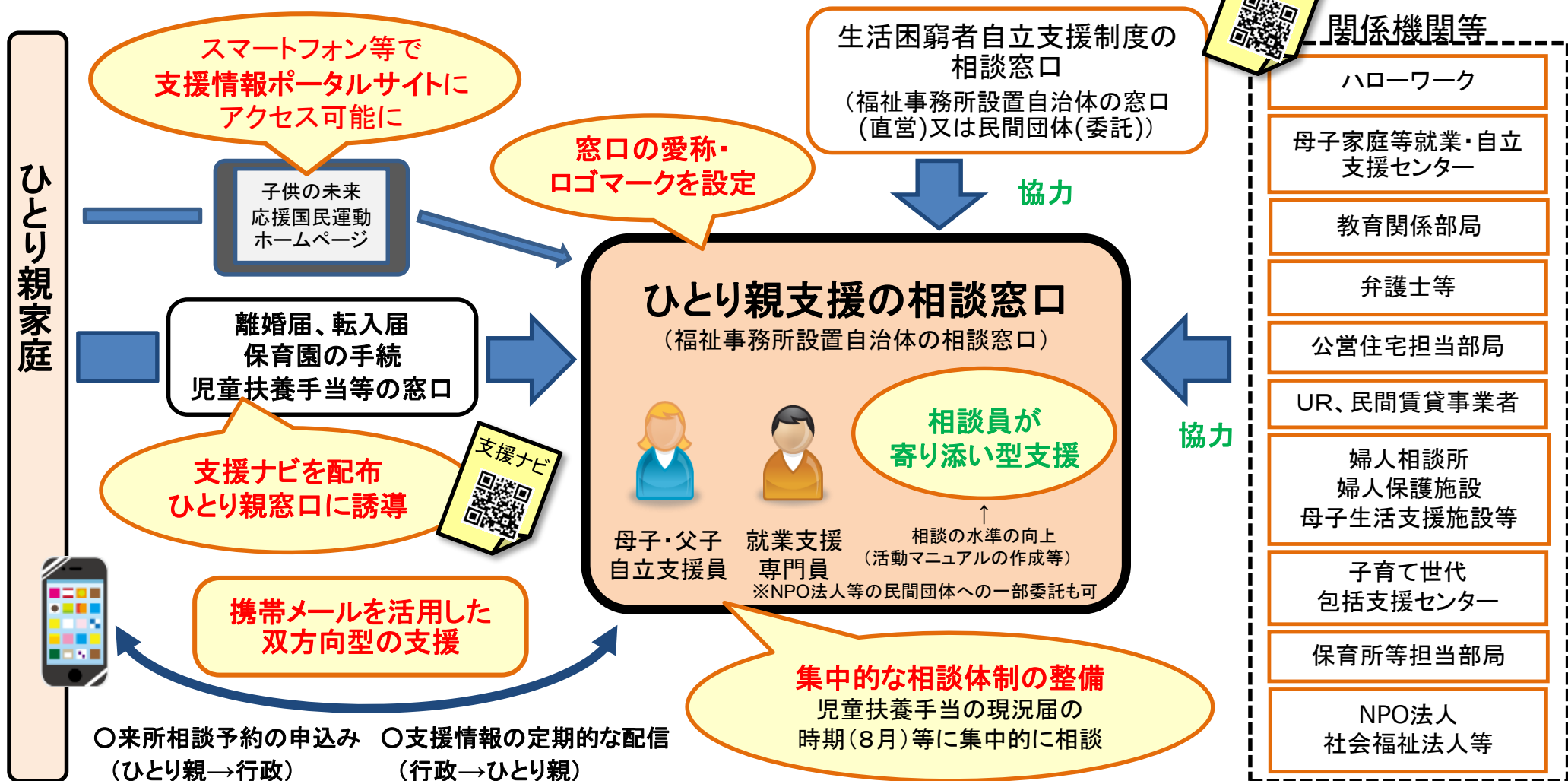
○平成29年度相談件数(件)

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち福祉資金	うち児童扶養手当		
母子・寡婦	件数	198,672	72,775	13,909	8,437	68,332	428,849	254,223	120,308	21,966	717,819
	割合	27.7%	10.1%	1.9%	1.2%	9.5%	59.7%	35.4%	16.8%	3.1%	100.0%
父子	件数	5,102	1,212	97	216	3,646	11,047	4,780	4,197	387	20,182
	割合	25.3%	6.0%	0.5%	1.1%	18.1%	54.7%	23.7%	20.8%	1.9%	100.0%
合計	件数	203,774	73,987	14,006	8,653	71,978	439,896	259,003	124,505	22,353	738,001
	割合	27.6%	10.0%	1.9%	1.2%	9.8%	59.6%	35.1%	16.9%	3.0%	100.0%

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

※平成26年度から実施

目的

- ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実に努めるとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制の整備を図ることを目的とする。

事業内容

- 就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

実施体制・実施方法

- 就業支援専門員には、ハローワークや民間の職業紹介会社において職業紹介、キャリアコンサルティングなどの実務経験を有する者、若者の自立支援を行う団体での支援経験者などを選定する。
- ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築に努める。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【令和元年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業(159億円)の内数

【参考：就労支援専門員の配置状況等《H29年度》】

○配置状況：61名 ○相談延べ件数：19,091件

総合的な支援のための 相談窓口の整備 (市レベル)

母子・父子
自立支援員

就業支援
専門員

適切な支援
メニューの
組み合わせ

就業支援

- 自立支援プログラムの策定
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

子育て・生活支援

- 保育所、放課後児童クラブ優先入所
- 家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣 など

子どもへの支援

- 子どもの生活・学習支援事業 など

養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 弁護士による養育費等に関する法律相談
- 児童扶養手当の支給、各種貸付金の貸付 など

自立促進計画

- 地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。
 ※平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

○自立促進計画の策定状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	28か所 (66.7%)	185か所 (23.4%)	280か所 (31.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	29か所 (67.4%)	180か所 (22.7%)	276か所 (30.6%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	30か所 (66.6%)	197か所 (24.9%)	294か所 (32.6%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	195か所 (24.7%)	293か所 (32.4%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	214か所 (27.1%)	312か所 (34.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) () は都道府県、市等における実施割合

自立支援教育訓練給付金事業

(別紙3)

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給。
- 平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。
- 実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができる。
- ※ 平成26年度に法定化し非課税化。平成28年度に受講料の2割（上限10万円）から6割（上限20万円）に拡充。平成29年度に雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者について差額支給を開始。平成31年度に看護師等の専門資格の取得を目指す講座を追加するとともに、上限を20万円から80万円（20万円×修学年数）に拡充。

○実施自治体数

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	42か所 (100.0%)	732か所 (92.4%)	841か所 (93.3%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	738か所 (93.1%)	848か所 (93.9%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (100.0%)	737か所 (93.2%)	849か所 (94.0%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	737か所 (93.4%)	852か所 (94.2%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	739か所 (93.7%)	854か所 (94.5%)

○支給実績等

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件
平成27年度	2,970件	936件	641件
平成28年度	3,352件	1,196件	816件
平成29年度	5,224件	2,936件	1,965件

○就業実績

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成25年度	215件	430件	30件	675件
平成26年度	186件	281件	21件	488件
平成27年度	189件	313件	11件	513件
平成28年度	244件	366件	27件	637件
平成29年度	846件	729件	44件	1,619件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

高等職業訓練促進給付金等事業

- 経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で1年以上修学する場合に、当該期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施。
- 平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定める。
- ※ 平成26年度に法定化し非課税化。平成28年度に支給期間を2年から3年にするとともに、養成機関における修学期間を2年以上から1年以上修学する場合に拡充。平成30年度に准看護師から引き続き看護師課程で修学する場合に支給期間を3年に拡充。平成31年度に資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に上限を3年から4年にするとともに、最終年限1年間について4万円を増額。

○実施自治体数

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	42か所 (100.0%)	727か所 (91.8%)	836か所 (92.8%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	741か所 (93.4%)	851か所 (94.2%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (100.0%)	744か所 (94.1%)	856か所 (94.8%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	752か所 (95.3%)	867か所 (95.9%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	757か所 (95.9%)	872か所 (96.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

○支給実績等

	総支給件数	資格取得者件数
平成25年度	7,875件	3,212件
平成26年度	6,961件	2,804件
平成27年度	5,768件	2,256件
平成28年度	7,110件	2,475件
平成29年度	7,312件	2,585件

○就業実績

	総数	就業状況		
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成25年度	2,631件	2,369件	253件	9件
平成26年度	2,217件	2,003件	201件	13件
平成27年度	1,785件	1,561件	219件	5件
平成28年度	1,920件	1,749件	158件	13件
平成29年度	1,993件	1,797件	173件	23件

平成31年予算における母子家庭等自立支援給付金等の拡充

- ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得支援施策を拡充する。

ひとり親の資格取得を支援する取組

① 高等職業訓練促進給付金

看護師、准看護師等の資格取得のために養成機関で修学する場合の生活費の負担軽減のための給付金。
(毎月最大10万円、36月上限)

② 高等職業訓練促進資金貸付事業

①の給付金の受給者の入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)の貸付。
資格を活かして5年間就労した場合に全額を償還免除。
(平成27年度～平成30年度までの貸付原資を措置済)

③ 自立支援教育訓練給付金

介護職員初任者研修や医療事務といった資格取得のための講座の受講費用の一部を給付。
(受講費用の6割、上限20万円)

拡充内容

○支給期間の上限の拡充

資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間の上限を36月から48月に拡充。

○支給月額を増額

国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修学期間の最終年限1年間について4万円を増額。

住民税非課税世帯 10万円(最終1年間は14万円)

住民税課税世帯 7万500円(最終1年間は11万500円)

○貸付原資等の確保

概ね4年程度の所要額を見込んだ貸付原資等を補助。
(平成30年度第2次補正予算案)

○対象資格の拡充

看護師等の専門資格の取得を目指す講座を対象に追加。

○支給上限の引上げ

上記の対象資格の拡充に該当する講座を受講する者について、
20万円→80万円(20万円×修学年数)に引上げ。

ひとり親家庭等生活向上事業

(別紙4)

- ひとり親家庭等の生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施するとともに、ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。

※平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」、及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し「ひとり親家庭等生活支援事業」とし、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習ボランティア事業」を再編し「子どもの生活・学習支援事業」として実施。

○ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	計
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)

○ひとり親家庭等生活向上事業の実績

		平成28年度			平成29年度		
		母子	父子	合計	母子	父子	合計
1. ひとり親家庭等生活支援事業	①相談支援事業 (相談延べ件数)	23,675件	1,071件	24,746件	69,967件	2,783件	72,750件
	②家計管理・生活支援講習会等事業 (受講延べ件数)	11,911件	45件	11,956件	12,846件	72件	12,918件
	③学習支援事業 (利用延べ件数)	11,434件	529件	11,963件	7,907件	431件	8,338件
	④情報交換事業 (開催数)	396回			567回		
2. 子どもの生活・学習支援事業 (利用延べ人数)		147,116人			232,391人		

(参考) 平成27年度以前のひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等 相談支援事業	15,956件	213件	16,169件	18,875件	640件	19,515件	22,690件	851件	23,541件
生活支援講習会等事 業	14,372件	85件	14,457件	13,437件	82件	13,519件	12,685件	238件	12,923件
児童訪問援助事業	1,058件	143件	1,201件	932件	176件	1,108件	488件	116件	604件
学習支援ボランティ ア事業	11,912件	545件	12,457件	32,730件	903件	33,633件	47,092件	2,257件	49,349件
ひとり親家庭情報交 換事業	430回			346回			366回		

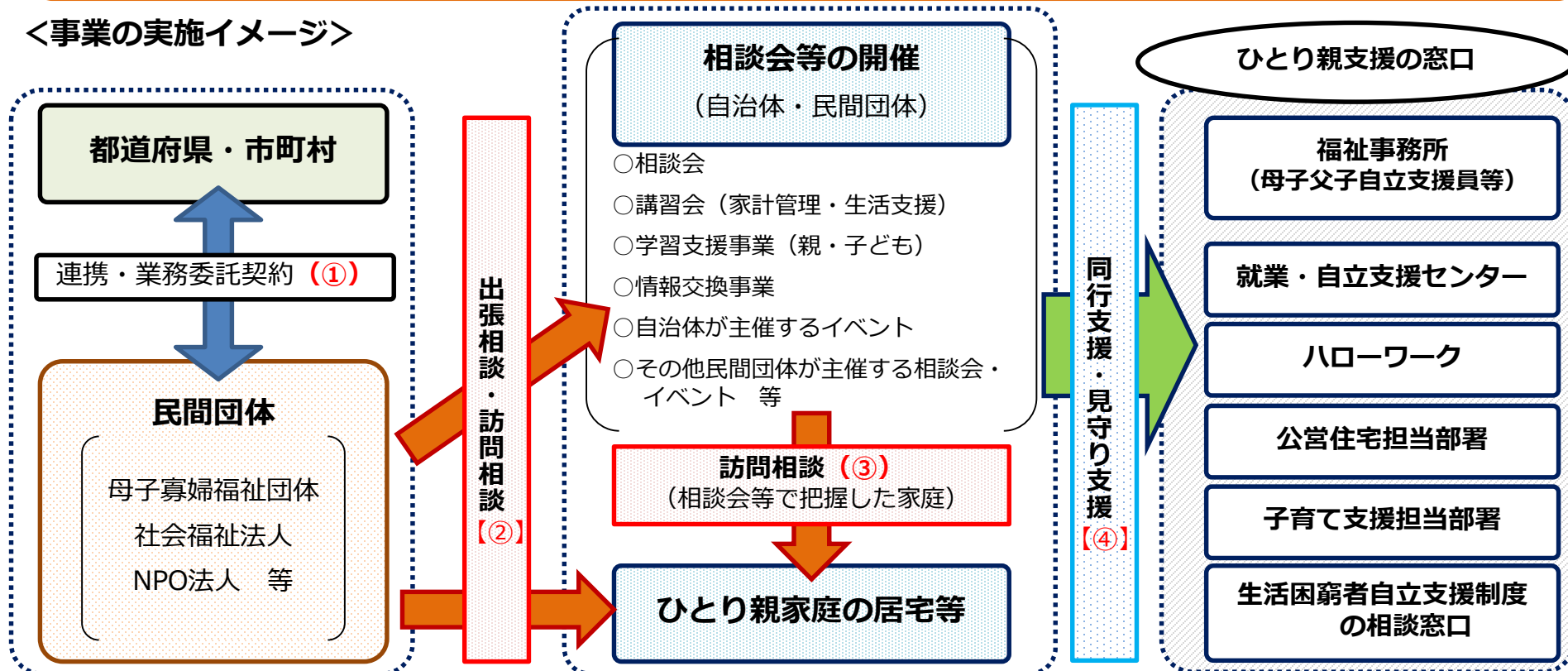
※平成24年度より学習支援ボランティア事業を実施
 ※各実績は延べ件数を記載

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

概要

- ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口へ来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口で相談することに消極的である。
- このため、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、民間団体等の活用も含めた、ひとり親家庭（離婚前を含む。）に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

<事業の実施イメージ>



- ① 地域のひとり親家庭が相談しやすい環境を整えるため、積極的に地域の民間団体との連携を図る。
 - ② 相談会会場やひとり親家庭の居宅等へ出張又は訪問して相談支援を実施する。
 - ③ 相談会等で把握したひとり親家庭に対し、居宅等への訪問相談支援を実施する。
 - ④ 支援が必要なひとり親家庭について、福祉事務所や就業・自立支援センター等ひとり親支援機関への相談に同行し、必要なサービスの申請補助等を行う。また、継続的な支援が必要なひとり親家庭の見守り支援（伴走型の支援）を実施する。
- ひとり親家庭が抱える悩み等把握し、支援ニーズの掘り起こしを行う。

平成31年度予算 離婚前後親支援モデル事業【新規】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

<実施主体> 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

<補助率> 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

<モデル事業イメージ>

地方自治体



民間団体

<事業の全部又は一部を委託可>

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。



②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能



母子父子寡婦福祉資金貸付金

(別紙5)

- 配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とし、親の生活資金や子どもの修学資金などの貸付けを行う。

※母子及び父子並びに寡婦福祉法を改正し、平成26年10月から父子家庭を貸付対象に追加。

※ひとり親家庭が経済的に厳しい状況に置かれていること等を踏まえ、平成27年4月から違約金率の引下げ（年10.75%→年5%）を実施。

※返済の負担に配慮し、平成28年4月から保証人がいない場合の貸付利率の引下げ（年1.5%→年1.0%）を実施。

※修学資金及び就学支度資金について、平成30年4月から貸付けの対象に大学院を追加。

※平成31年4月から、就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げ（10万円→28.2万円）、修業資金の償還期限の延長（6年以内→20年以内）を実施。また、児童扶養手当の支払い回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮し、臨時児童扶養等資金を創設。

○母子父子寡婦福祉資金の貸付実績

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金	13	27,435	20	41,591	15	26,314	20	39,853	16	29,730
事業継続資金	13	15,624	9	10,071	8	6,920	11	13,067	5	5,727
修学資金	30,151	16,499,084	27,326	15,275,893	25,650	14,359,468	24,319	14,009,284	24,053	14,733,974
技能習得資金	1,001	570,712	909	509,147	845	461,327	795	466,266	649	352,446
修業資金	710	316,232	713	316,987	651	296,029	591	270,497	593	272,790
就職支度資金	78	16,068	74	14,343	81	15,812	88	20,512	60	13,621
医療介護資金	17	4,298	16	3,428	15	3,430	12	2,390	8	1,479
生活資金	1,040	577,691	976	546,590	951	638,580	803	428,409	642	381,246
住宅資金	48	50,096	36	39,467	48	50,095	50	49,828	41	44,132
転宅資金	511	107,100	490	105,128	431	89,210	388	82,948	326	69,184
就学支度資金	8,685	3,140,777	8,694	3,180,867	8,364	2,972,811	7,702	2,715,316	6,907	2,438,409
結婚資金	3	880	6	1,712	4	1,200	10	3,090	2	598
計	42,270	21,325,997	39,269	20,045,224	37,063	18,921,196	34,789	18,101,460	33,302	18,343,336

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

(参考) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付実績 (内訳)

○母子福祉資金

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金	12	24,935	16	33,361	14	25,654	14	28,563	13	24,462
事業継続資金	12	14,814	5	5,713	6	4,700	9	10,227	3	3,230
修学資金	29,348	16,000,614	26,505	14,768,871	24,678	13,784,877	23,214	13,353,249	22,767	13,960,584
技能習得資金	988	566,153	896	503,171	826	451,644	782	459,220	633	345,039
修業資金	670	293,661	670	297,806	599	267,505	526	237,331	525	237,521
就職支度資金	76	15,889	70	13,788	79	15,492	83	19,821	55	11,991
医療介護資金	15	3,732	10	2,536	14	3,090	11	2,120	4	770
生活資金	1,022	568,207	947	532,190	915	621,000	774	420,360	612	371,374
住宅資金	39	36,596	28	28,816	38	39,901	42	41,444	31	33,884
転宅資金	500	104,802	470	100,692	405	84,122	369	78,949	303	64,398
就学支度資金	8,597	3,107,189	8,375	3,063,362	7,956	2,833,995	7,301	2,582,008	6,513	2,303,403
結婚資金	2	580	4	1,112	3	900	8	2,490	2	598
計	41,281	20,737,172	37,996	19,351,418	35,533	18,132,880	33,133	17,235,782	31,461	17,357,254

○父子福祉資金

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金			2	4,230	0	0	5	9,790	1	2,830
事業継続資金			0	0	1	1,420	0	0	2	2,497
修学資金			59	17,196	365	174,810	643	330,045	885	494,879
技能習得資金			2	690	8	4,177	5	2,759	7	2,837
修業資金			6	1,751	16	7,037	30	14,716	38	17,501
就職支度資金			4	555	1	220	4	591	5	1,630
医療介護資金			2	212	1	340	0	0	2	378
生活資金			7	2,125	21	7,226	22	6,512	14	3,521
住宅資金			0	0	3	3,700	1	439	2	1,378
転宅資金			7	1,820	9	1,581	13	2,822	14	2,846
就学支度資金			255	93,080	353	116,249	363	118,500	364	123,300
結婚資金			0	0	0	0	0	0	0	0
計			344	121,659	778	316,760	1,086	486,174	1,334	653,597

○寡婦福祉資金

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金	1	2,500	2	4,000	1	660	1	1,500	2	2,438
事業継続資金	1	810	4	4,358	1	800	2	2,840	0	0
修学資金	803	498,470	762	489,826	607	399,781	462	325,990	401	278,511
技能習得資金	13	4,559	11	5,286	11	5,506	8	4,287	9	4,570
修業資金	40	22,571	37	17,430	36	21,487	35	18,450	30	17,768
就職支度資金	2	179	0	0	1	100	1	100	0	0
医療介護資金	2	566	4	680	0	0	1	270	2	331
生活資金	18	9,484	22	12,275	15	10,354	7	1,537	16	6,351
住宅資金	9	13,500	8	10,651	7	6,494	7	7,945	8	8,870
転宅資金	11	2,298	13	2,616	17	3,507	6	1,177	9	1,940
就学支度資金	88	33,588	64	24,425	55	22,567	38	14,808	30	11,706
結婚資金	1	300	2	600	1	300	2	600	0	0
計	989	588,825	929	572,147	752	471,556	570	379,504	507	332,485

児童扶養手当

(児童扶養手当と年金の併給調整の見直し概要)

- 児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の額の一部を支給する。(年金額が手当額を下回るときは、その差額分の手当を支給)
- 平成26年12月施行

差額支給の実施状況 (人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	1,073,790	1,058,231	1,037,645	1,006,332	973,188
うち公的年金受給あり	-	-	7,703	7,777	8,247

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成31年4月～）

・ 児童1人の場合	全部支給：42,910円	一部支給：42,900円から10,120円まで
・ 児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,140円	一部支給：10,130円から5,070円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,080円	一部支給：6,070円から3,040円まで

5. 所得制限限度額（収入ベース）

・ 全部支給（2人世帯）	160万円
・ 一部支給（2人世帯）	365万円

6. 受給状況

・ 平成30年3月末現在の受給者数 973,188人（母：914,691人、父：53,814人、養育者：4,683人）

7. 予算額（国庫負担分） [令和元年度予算] 2,074.8億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・ 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・ 費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

○平成29年度末受給者数

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	886,973 (100.0%)	772,202 (87.1%)	688 (0.1%)	6,148 (0.7%)	100,308 (11.3%)	4,789 (0.5%)	1,875 (0.2%)	963 (0.1%)
父子世帯	53,470 (100.0%)	47,126 (88.1%)	19 (0.04%)	3,989 (7.5%)	644 (1.2%)	1,548 (2.9%)	140 (0.3%)	4 (0.007%)
その他の世帯※	32,745							
計	973,188							

※その他の世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成29年度末▲110,129人)。

※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 平成29年度末において、全部支給者は487,911人(50.1%)、一部支給者は485,277人(49.9%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成29年度)

(単位:人)

